

令和 8 年 6 月 18 日
総 務 部

唐津市入札参加有資格業者の指名停止措置について

前田建設工業(株)九州支店を指名停止としました。

1 指名停止対象業者

前田建設工業(株)九州支店
(福岡市博多区博多駅東2-14-1)
(本社:東京都千代田区富士見2-10-2)

工事: 土木一式工事—特 A 級、建築一式—A 級、とび・土工・コンクリート工事—A 級、
鋼構造物工事—A 級、舗装工事—A 級、解体工事—A 級

2 指名停止期間

令和8年6月 19 日から令和8年7月18 日まで 1か月間

3 指名停止理由

前田建設工業株式会社九州支店社員は、八代市が発注した八代市庁舎建設工事の入札に関し、八代市議らに対し、贈賄行為を行ったため。

なお、前田建設工業株式会社九州支店社員の贈賄行為については、公訴時効が成立している。

4 指名停止措置の根拠

「唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱」別表第2第13項(不正又は不誠実な行為)に該当する。

指名停止期間については、(短期)1か月以上(長期)9か月以内の範囲内で措置することとなり、「唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置基準」第3条第1項により1か月とする。

5 発注実績

令和6年度 JV 1件 7,195,480,600円

令和7年度 JV 1件 8,921,000円

(本件の問い合わせ先)

総務部 契約検査課

担当:近藤

電話:直通72-9240 (内線1361)